

市第111号議案

横浜市みどり基金条例の制定

横浜市みどり基金条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市みどり基金条例

（目的及び設置）

第1条 緑の保全及び創造に資する事業（横浜市みどり保全創造事業費会計に係るものに限る。）の充実を図るため、横浜市みどり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金に積み立てる額は、横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）第4条の規定により基金に積み立てる額とし、歳入歳出予算をもって定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

（処分）

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため必要がある場合に

限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提 案 理 由

緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、横浜市みどり基金条例を制定したいので提案する。